

平成15年度「水道事業会計の財務事務及び経営に係る事業管理について」
「意見」の措置状況（企業局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
59	第3. 監査の結果および意見 6. 水道料金算定についての考察（意見） (3) 水道料金設定のあり方 ① 経営効率化計画を水道料金に盛り込むべき 水道料金算定のよりどころとなる水道料金算定要領（日本水道協会）によれば、計画値に経営効率化計画を織り込むべきとあり、そこでは「水道事業者は水道料金の低廉化をはかるため、経営効率化に最大の努力を傾注すべきである。そのため、水道料金の算定にあたっては、経営効率化計画を策定し、これにもとづく効率化目標額を総括原価の内容である営業費用及び資本費用に適正に反映させなければならない。」とある。しかし、企画課で試算した計画値には、職員の定員管理の適正化、工事コストの縮減および 0A 化による業務簡素化など、定性的な削減目標を掲げているものの、各種経費を削減する定量的な目標額がなく、前記の経営効率化の観点が含まれているとは言いがたい。 経営効率化計画が策定されていれば、費用削減の効果や努力が量的に反映されたものとなることから、将来の計画値も経営効率化の観点をに入れて設定すべきであり、より慎重に料金原価を決定すべきである。	経営管理課	措置しない （その他）	平成11年の料金改定以降、料金改定に直結する給水原価の縮減を図るため、経費の削減に努めてきた結果として、現在も当時の料金単価を維持しております。 また、総務省が公営企業に対して策定を要請している「経営戦略」は、安定的に事業を継続していくことを目的としており、投資計画及び投資以外の経費を算定し、経営の効率化や料金改定を計画に含め、計画期間の収支を均衡させることとしております。本市におきましても令和3年3月に「奈良市水道事業経営戦略」を策定し、計画期間である令和3年度から令和6年度までの4年間は現行料金を維持できることを確認しました。 料金改定につきましては、経営戦略のPDCAサイクルによる定期的な進捗管理を行い、収支計画のモニタリングや料金回収率等の指標の推移を注視し、将来世代へ負担を先送りすることのないよう慎重に判断していきます。	令和5年5月31日現在
59	第3. 監査の結果および意見 6. 水道料金算定についての考察（意見） (3) 水道料金設定のあり方 ② 計画期間中は水道料金の見直しをかけるべき 計画期間における計画段階と実績値の有収水量の推移は以下のとおりである。 (表省略) 平成 10 年度の設定当初は、有収水量も増加すると見込んで水道料金を設定している。しかし、平成 13 年度の実績値は前年比 97.6%と減少に転じており、環境変化があったことが伺える。この段階で水道料金の見直し検討を行うべきであった。現在においては 4 年間という期間は環境変化は激しいため、外部環境を考慮しつつ水道料金については、毎年度、見直し検討を行う必要がある。	経営管理課	措置しない （その他）	平成11年の料金改定以降、料金改定に直結する給水原価の縮減を図るため、経費の削減に努めてきた結果として、現在も当時の料金単価を維持しております。 また、総務省が公営企業に対して策定を要請している「経営戦略」は、安定的に事業を継続していくことを目的としており、投資計画及び投資以外の経費を算定し、経営の効率化や料金改定を計画に含め、計画期間の収支を均衡させることとしております。本市におきましても令和3年3月に「奈良市水道事業経営戦略」を策定し、計画期間である令和3年度から令和6年度までの4年間は現行料金を維持できることを確認しました。 料金改定につきましては、経営戦略のPDCAサイクルによる定期的な進捗管理を行い、収支計画のモニタリングや料金回収率等の指標の推移を注視し、将来世代へ負担を先送りすることのないよう慎重に判断していきます。	令和5年5月31日現在
60	第3. 監査の結果および意見 6. 水道料金算定についての考察（意見） (3) 水道料金設定のあり方 ③ 世代間負担を考えた会計処理にもとづく水道料金の設定 現在行っている経理処理には、「第 3.1 適正な会計処理」で指摘しているように、一般に公正妥当と認められる会計原則に則っているとは言いがたい面がある。特に、退職給与金については、すでに在籍しない職員の退職金負担を、当該職員が退職した後の水道受益者が水道料金として負担していることになっている。つまり、退職給与金の繰延処理は、費用の先送りであり、過去の水道受益者が負担すべきものを将来世代の受益者が負担していることとなり、世代間負担の考え方からすれば望ましくない。適正な会計処理にもとづく水道料金の設定を行うべきであり、水道料金決定の際にはその算定基礎となる会計処理の妥当性についても十分に検討しなければならない。 なお、監査人が考える適正な会計処理を行えば、改定後単価は 190 円を越えることとなり、現在の水道料金は低いこととなる。	経営管理課	措置しない (措置対象の 不存在)	公営企業会計制度の見直しにより、退職給付引当金の計上や繰延収益として長期前受金戻入の計上などが義務付けられました。平成24年度からの制度変更に伴う準備期間を経て平成26年度には、より正確な期間損益計算による給水原価の算定が可能となりました。 この制度の見直しにより、経営状況及び料金収入が適正であるかを示す指標の料金回収率は、平成25年に移管を受けた都祁水道事業と月ヶ瀬簡易水道事業をそれぞれの会計で運営していた平成28年度までを除き、平成29年度以降、104%から112%で推移していることから、正確な給水原価の算出及び適切な料金設定が担保できております。	令和5年5月31日現在